

各種ハラスメント対策に係る未措置自治体へのフォローアップ調査結果 (令和6年12月1日現在)

1. 事業主が雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられている事項の措置状況

- 別添1の調査結果を踏まえ、令和6年6月1日現在、各種ハラスメント防止のための措置が一部又は全て未措置の65団体に対し、令和6年12月1日までに必要な措置を講ずるよう助言した上で、その状況を把握。
- 一部又は全て未措置であった65団体のうち、令和6年12月1日までに、約6割にあたる37団体が全て措置済み。残り28団体が一部又は全て未措置となっており、今後も助言とともにフォローアップ調査を予定。

一部又は全て未措置 (令和6年6月1日現在)	全て措置 (令和6年12月1日現在)	一部又は全て未措置 (令和6年12月1日現在)
65団体	37団体 (56.9%)	28団体 (43.1%) ※全団体に占める割合：1.6% (28/1,788)

2. 人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知状況

- ハラスメントの内容によっては所属の相談員や上司等に相談しにくい場合があったり、これらの相談では解決できない場合等もあるため、相談機会を確保することが重要であることに鑑みて、フォローアップ調査を実施。
- 令和6年6月1日現在、人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知が一部又は全て未措置であった543団体に対し、令和6年12月1日までに必要な措置を講ずるよう助言した上で、その状況を把握。
- 一部又は全て未措置であった543団体のうち、令和6年12月1日までに、約9割にあたる492団体が全て措置済み。残り51団体が一部又は全て未措置となっており、今後も助言とともにフォローアップ調査を予定。

一部又は全て未措置 (令和6年6月1日現在)	全て措置 (令和6年12月1日現在)	一部又は全て未措置 (令和6年12月1日現在)
543団体※	492団体 (90.6%)	51団体 (9.4%) ※全団体に占める割合：2.9% (51/1,788)

※ 543団体とは、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」又は「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」のうち一部又は全てについて、人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知を実施していない団体数である。